

美作市地域福祉計画

第 1 期

(平成 26 年度～平成 30 年度)

平成 2 6 年 4 月

岡山県美作市

目 次

第1章 地域福祉計画策定の背景	1
第2章 地域福祉計画の基本的な考え方	
2-1 計画策定の趣旨	3
2-2 基本理念	4
2-3 他計画との関係	4
2-4 地域福祉圏域の設定	6
2-5 計画期間・計画の見直し	6
第3章 状況と課題・方向性	
3-1 美作市の状況	8
3-2 美作市民の福祉課題と方向性	
(1) 住民意識調査のまとめ	16
(2) 各種団体アンケート調査のまとめ	19
(3) 地区社会福祉協議会懇談会のまとめ	20
(4) 団体ヒアリングのまとめ	24
第4章 地域福祉における基本目標	26
第5章 推進する施策	
基本目標1 地域福祉に対する理解の促進	28
基本目標2 地域力の強化・育成	29
基本目標3 利用者のための福祉サービス提供体制の整備	31
基本目標4 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進	32
第6章 計画の推進	36
資料編（住民意識調査集計）	38
I 調査の概要	資-1
II 市民意識調査結果	資-2
1、回答者自身について	資-2
2、地域との関わりについて	資-4
3、地域福祉に対する考え	資-13
4、福祉サービスに対する意識	資-18
5、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、市社会福祉協議会、 地区社会福祉協議会について	資-23
6、ボランティア活動や福祉教育について	資-31
7、地域福祉の現状について	資-40
8、今後の地域福祉のあり方について	資-44
美作市地域福祉計画策定委員名簿	資-49

第 1 章

地域福祉計画策定の背景

わが国で長い間続けられてきた、中央集権的な行政制度から、今後は国と地方公共団体の役割分担を明確にし、地方公共団体の自主性と自立性を高め、個性豊かで活力のある地域社会をつくっていくために、いわゆる「地方分権一括法」が平成 12 年 4 月から施行されました。

このような地方分権の流れの中で、国は社会福祉制度においても、今後増大・多様化が見込まれる福祉の*ニーズに対応するため、社会福祉の共通の基盤となる制度について利用者の立場に立った大規模な改革が進められ、「社会福祉基礎構造改革」として発表されました。

こうした改革を推進するため、平成 12 年に関係法令の改正がなされ、その中で社会福祉事業法は「社会福祉法」と改められ「地域福祉の推進」が明記されるとともに、その計画的な推進を図る「地域福祉計画」の策定が盛り込まれました。特に「第 4 条 地域福祉の推進」では、地域福祉を推進していくうえで、特定の限定された人たちだけでなく、地域住民すべての人が幸せに暮らしていけるような地域社会を目指していく必要があるとされています。言い換えれば、地域住民等が協力し合って進めていく地域福祉には、これからの社会福祉を根底で支える大きな役割が期待されています。

こうした背景には、わが国が、世界的にも例を見ない速さでの少子・高齢社会の到来、家庭や地域での相互扶助機能の弱体化、右肩上がりであった経済成長の破たんなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域住民一人ひとりの福祉課題や生活課題は複雑かつ多様化しており、行政主導の公的サービスのみでは、対応しきれない状況があります。

そのような状況下で、地域福祉の推進とは、地域では多様な人が暮らしていることを踏まえたうえで、一人ひとりの住民が様々な地域とそこに暮らす人たちの文化、生活習慣などの違いを認め合いながら、地域住民、社会福祉事業経営者、福祉関係諸団体（各種委員）、ボランティア団体、*NPO 法人、行政等が一体となり、協働して地域づくり、まちづくりに取り組んでいくことが必要となっています。

また、計画的に地域福祉の推進を図るため、住民に最も身近な行政主体である、市町村が地域住民等の参画を得て、地域福祉に関する事項を一体的に定める計画を策定する「市町村地域福祉計画」について、社会福祉法第 107 条において規定され平成 15 年 4 月 1 日から施行されています。

参考；社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の

活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

*ニーズ；欲求・要求・需要。

*NPO法人；「特定の公益的・非営利活動を行うこと」を目的とする法人。

第2章

地域福祉計画の基本的考え方

2-1 計画策定の趣旨

現在の、私たちを取り巻く社会環境は、急速に進みつつある少子高齢化や核家族化、生活習慣や価値観が多様化する中で、家庭や地域での相互扶助意識の低下、経済の長期停滞による、経済的困窮などにより、地域社会が変容しつつあります。このため、地域では身近な福祉課題・生活課題に対する家族や近隣同士での助け合いや、地域のつながりが希薄になり、高齢者や障がい者など何らかの支援を要する人々だけでなく、青少年や中年層においても、生活不安とストレスを抱える人が増え、自殺、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

このような状況のもとで、市民の福祉に関するニーズも多様化してきており、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別などの違いにかかわらず、地域に住む誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して充実した生活を送るためには、地域における支え合い、助け合う力を高めていくことが一層大切になっています。

地域の住民としてのつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという力を高めていくためには、地域の中で様々な福祉サービスが効果的に展開されることはもとより、地域住民の一人ひとりが、地域住民一人ひとりの差異や多様性を認め合い、地域住民相互の連帯や心のつながりを築くという考え方を持ち、すべての人が住み慣れた地域で疎外されることなく、地域のあらゆる活動へ参加することができる社会の実現をめざして、地域の住民をはじめ、自治会・町内会、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、各種関係団体（民生委員・児童委員等）、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉事業者などの地域の様々な人々と行政とが知恵と力を出し合い、地域における福祉課題・生活課題の解決に向けた取り組みを進めていく必要があります。

2-2 基本理念

「ともに支えあう絆の深いまち 美作」

美作市では、平成19年3月に「第1次美作市総合振興計画」を策定し、平成24年3月まで前期基本計画に基づき総合的かつ計画的に行政運営を行ってきました。

平成24年4月からは、美作市としての個性や資源にさらに磨きをかけ、市民と行政の協力や役割分担などといった協働・連携の方策を探り、新しい時代にふさわしいまちづくりをすすめるために、「基本計画」の一部を見直し「第1次美作市総合振興計画後期基本計画」を策定し現在に至っています。

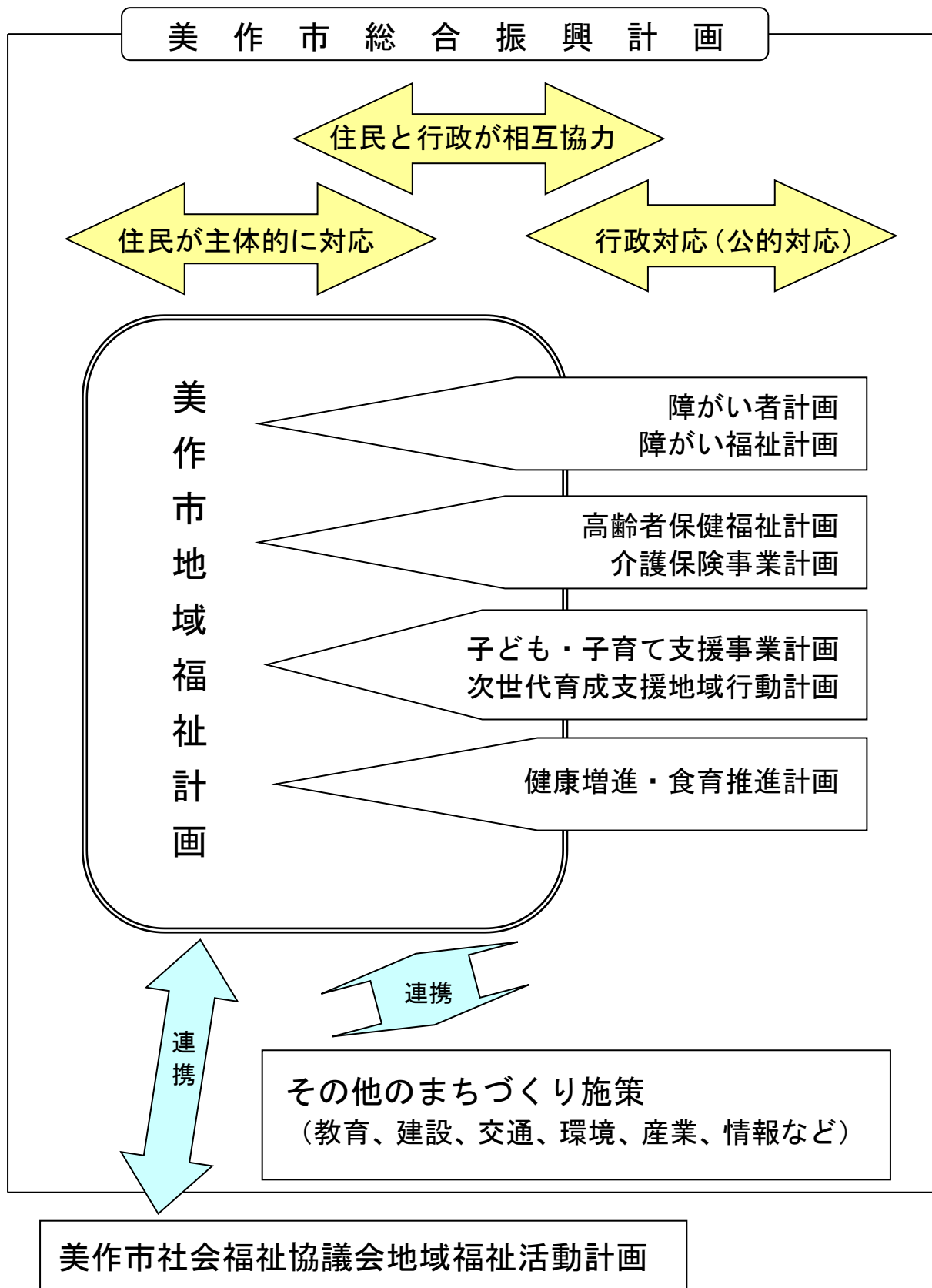
その、美作市の行政運営の基礎となる「美作市総合振興計画」の中の、「地域福祉の充実 ～ともに支えあう絆の深いまちを創ります～」から、これからの美作市が、地域住民一人ひとりが、人としての尊厳を持って、すべての地域住民がその人らしく、安心した生活が送れるよう、地域住民全てが支えあうまちの実現をめざし、「ともに支えあう絆の深いまち 美作」をこの計画の基本理念とします。

2-3 他計画との関係

「美作市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として位置づけられ、また、すでに策定されている「美作市総合振興計画」を上位計画として、「美作市障がい者計画・美作市障がい福祉計画」、「美作市高齢者保健福祉計画・美作市介護保険事業計画」、「美作市子ども・子育て支援事業計画・美作市次世代育成支援地域行動計画」、「美作市健康増進・食育推進計画」など、既存の各種対象者毎にとらえた各関連計画に掲げられている理念・目標を尊重し、連携を図りながら、総合的に地域福祉の推進を図り、「地域」という広い視点から、福祉課題・生活課題の解決に向けて、対象者や施策を横断的にとらえるものです。加えて、国の「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」及び県の「岡山県地域福祉支援計画」との整合を図るものとします。

また、美作市の「地域福祉の推進」という目的遂行に当たり、同じ目的に向かう車の両輪の一つとして、美作市社会福祉協議会が策定する、地域住民や、多様な機関、団体が連携・協働しながら、地域福祉を推進するための活動の指針となる、民間の福祉計画である、「美作市社会福祉協議会地域福祉活動計画」と十分に連携を図りながら計画の推進を図ります。

他計画との関係イメージ図

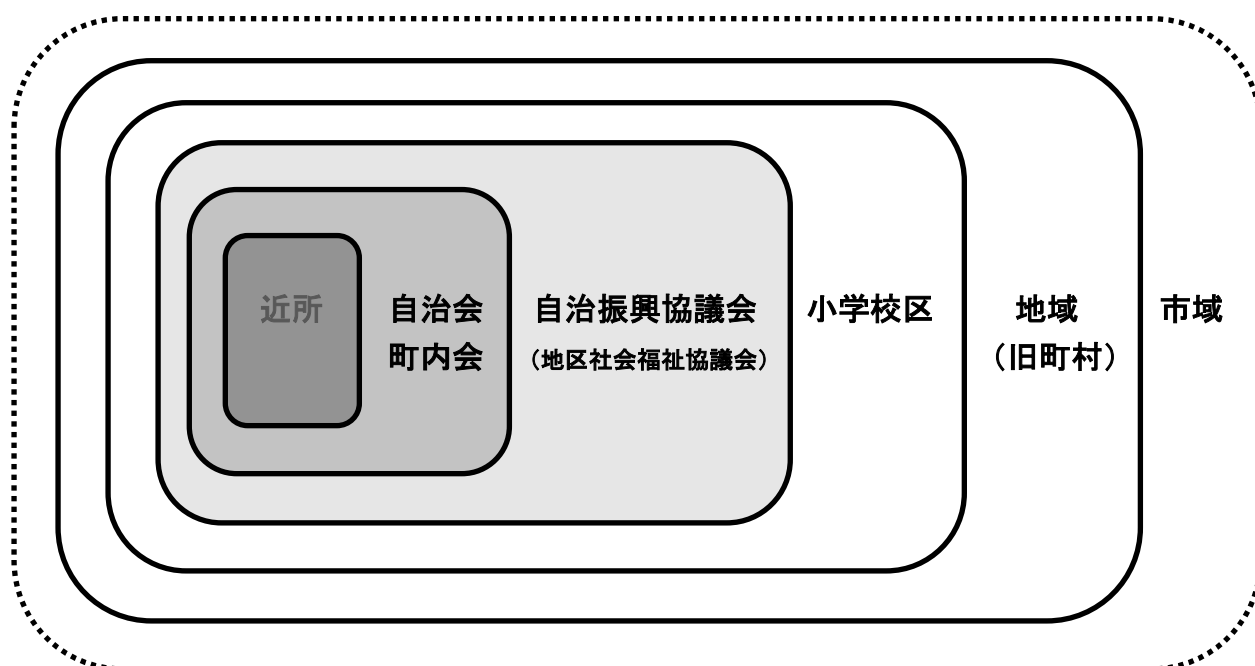


2－4 地域福祉圏域の設定

地域福祉の理念や取り組みを展開する「地域」の範囲は、取り組みの内容によりさまざまな形態が考えられます。

地域福祉を進めていくためには、市全体で取り組むこと、自治振興協議会や地区社会福祉協議会単位で取り組むこと、自治会・町内会、隣近所など市民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、それぞれの範囲に応じた機能、体制を整備し、効果的な活動を図ることが必要です。

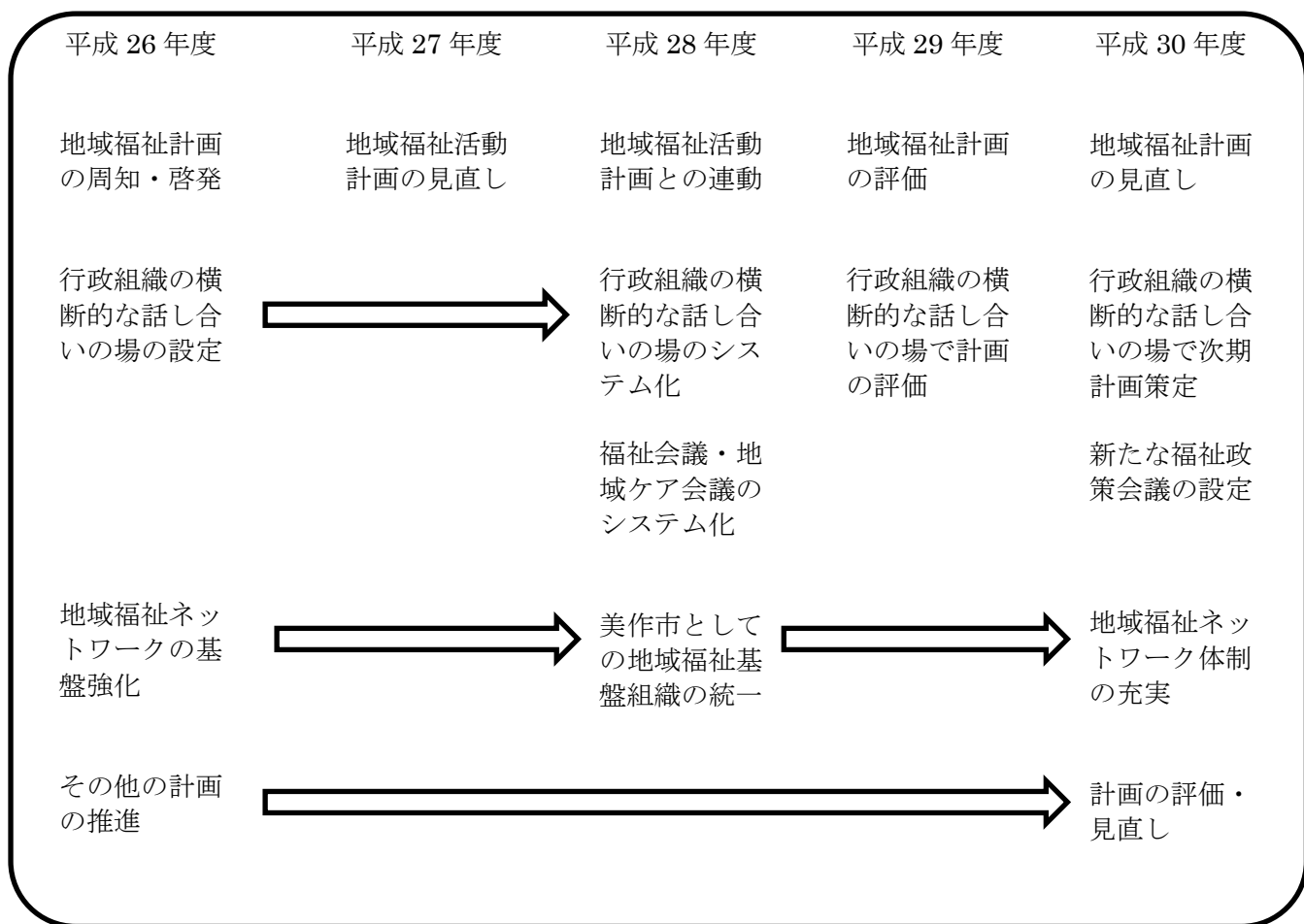
■地域の単位（概念図）



2－5 計画期間・計画の見直し

本計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5箇年とします。また、地域の福祉課題・生活課題の変化により、見直しを行うこととしますが、美作市社会福祉協議会が策定する、地域福祉を推進していくうえでの、基本的な活動の指針となる、「美作市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（平成23年度～平成27年度）の第2期計画（平成28年度～平成32年度）策定に伴い、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」との整合性をより緊密なものとし、地域福祉の推進を官民一体となり協働により進めていくために、計画期間の中間年度である平成28年度には「地域福祉計画」の見直しを行います。

美作市地域福祉計画年次計画図



地域福祉計画推進委員会の設置

平成 28 年度に向けて

- ・ 地域福祉計画の周知・啓発
- ・ 行政内の横断的な体制整備
- ・ 地域福祉組織の体制整備

これらを行うことで、地域課題の解決に向け、行政（公助力）、地域（共助力）、市民（自助力）の協働による課題解決の仕組みを平成 30 年度をめざして作り上げる。

第3章

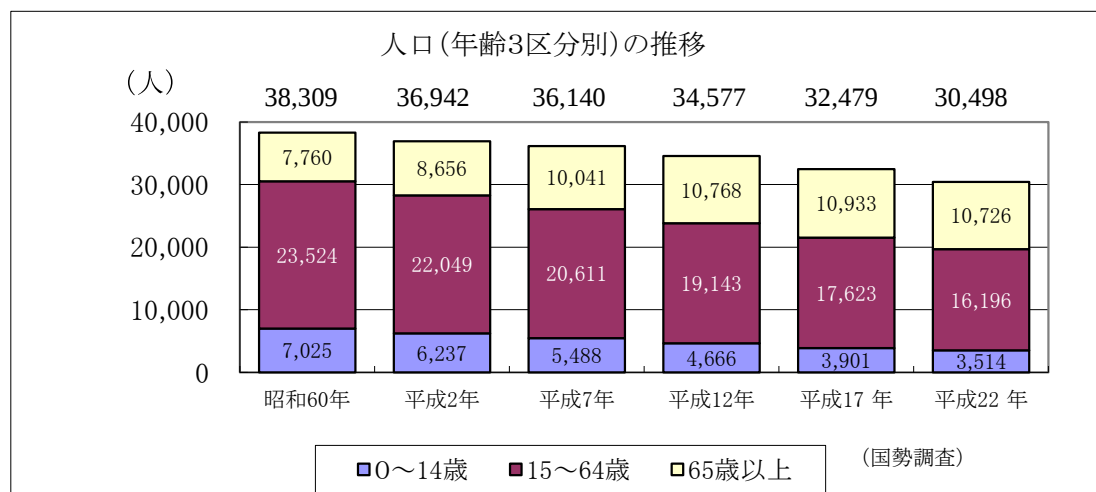
状況と課題・方向性

3-1 美作市の状況

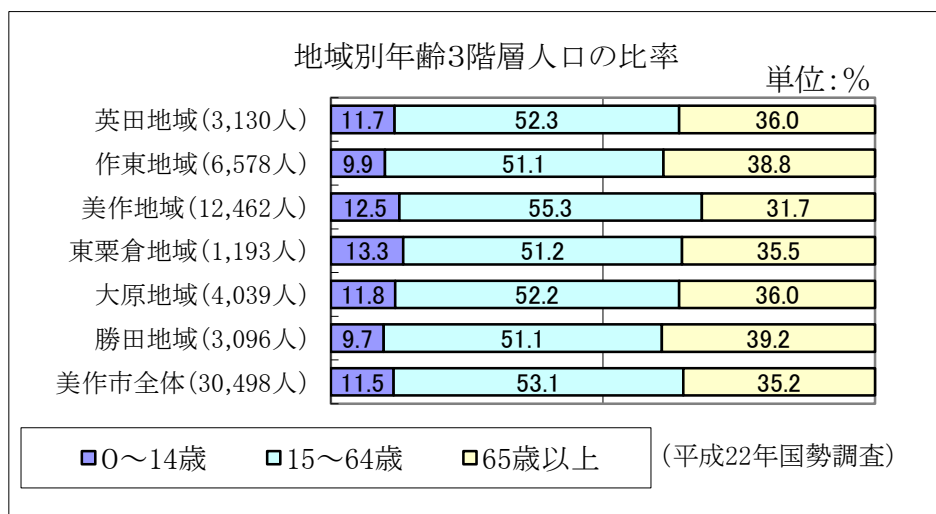
①人口

本市の人口は、平成22年国勢調査によると30,498人で、依然として減少傾向が続いており、平成17年の人口に比較して1,981人（6.1%）の減となっています。

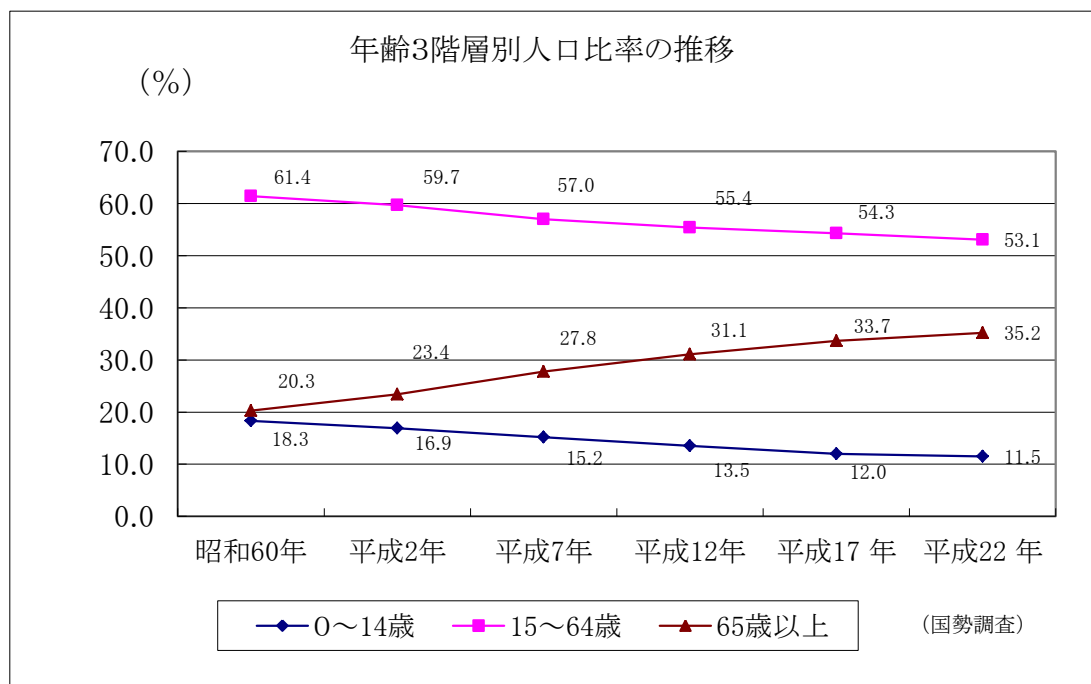
年齢3区分別人口では、「65歳以上」の人口が平成17年から減少に転じています。平成22年と平成17年の比較では、「0～14歳」の人口が9.9%の減、「15～64歳」の人口が8.1%の減、「65歳以上」の人口が1.9%の減となっています。



地域別の年齢3階層人口比率（平成22年）をみると、年少人口（0～14歳）では、勝田地域（9.7%）、作東地域（9.9%）が市平均（11.5%）を下回っており、老年人口（65歳以上）では、美作地域（31.7%）のみが市平均（35.2%）を下回っています。

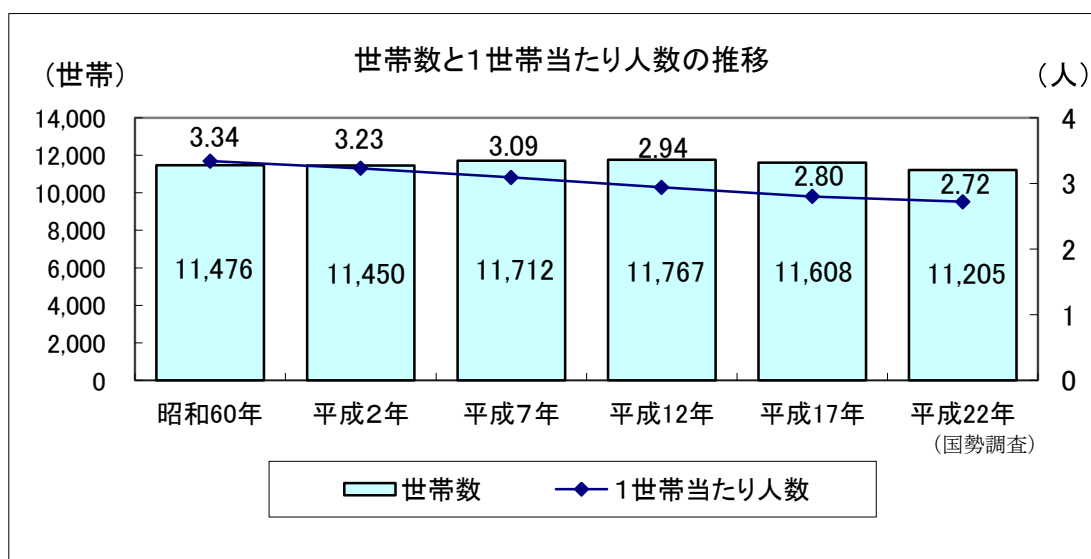


年齢3区分別人口の構成をみると、年少人口（0～14歳）の比率は、平成17年の12.0%に対して、平成22年では11.5%、生産年齢人口（15～64歳）の比率は、平成17年の54.3%に対して、平成22年度では53.1%と、共に減少傾向にある一方、老年人口（65歳以上）の比率は、平成17年の33.7%に対して、平成22年では35.2%と増加傾向にあります。



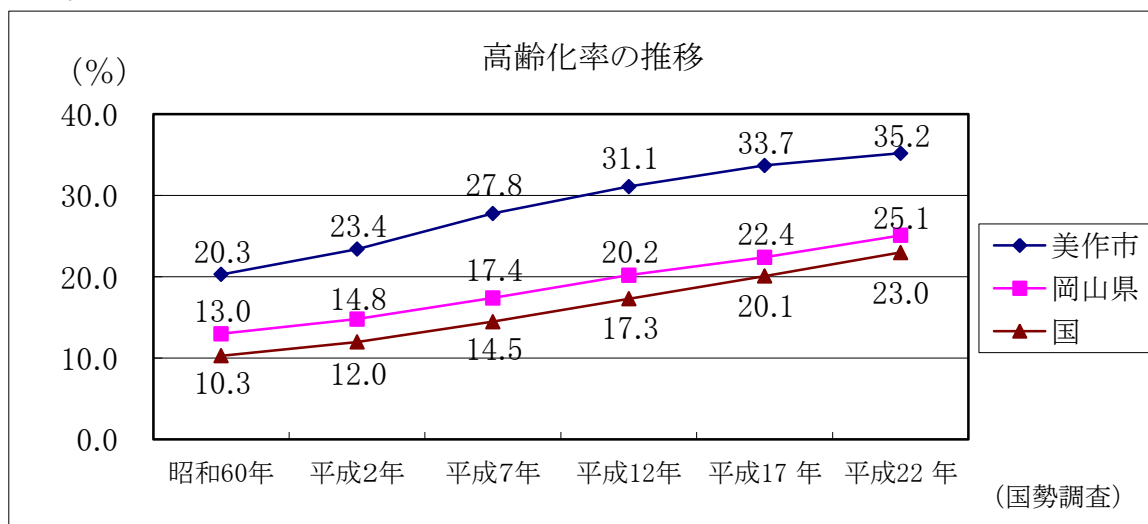
②世帯数

本市の世帯数は、平成22年国勢調査によると11,205世帯で、平成12年から減少傾向が続いており、平成17年の世帯数に比較して403世帯（3.5%）の減となっています。1世帯当たり人数は、平成22年で2.72人と減少傾向が続いています。



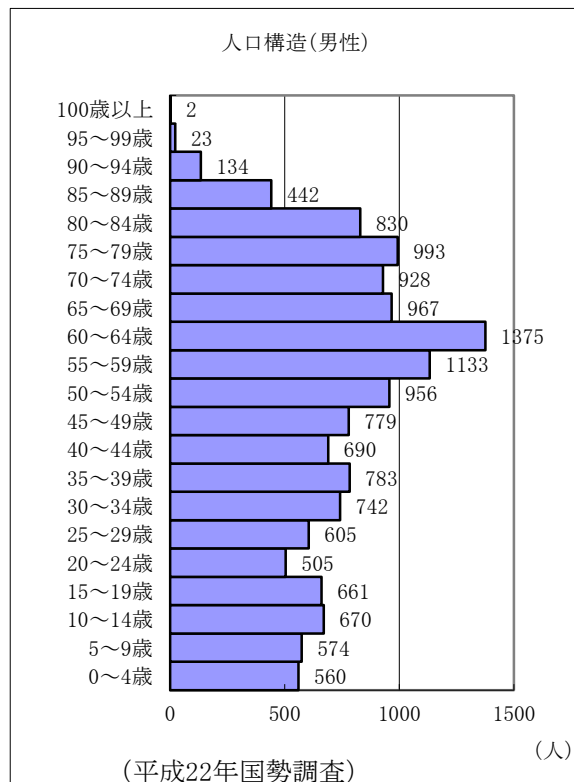
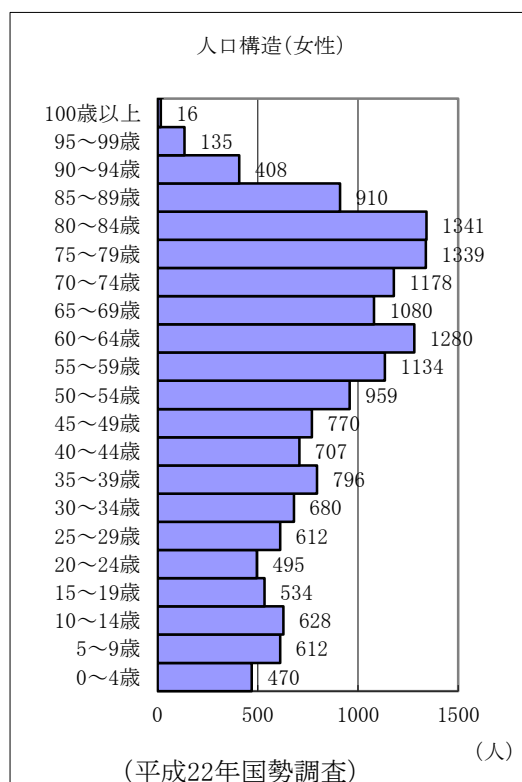
③高齢化率

高齢化率は、平成 22 年で 35.2%となっており、国、県と比較して大きく進行しています。



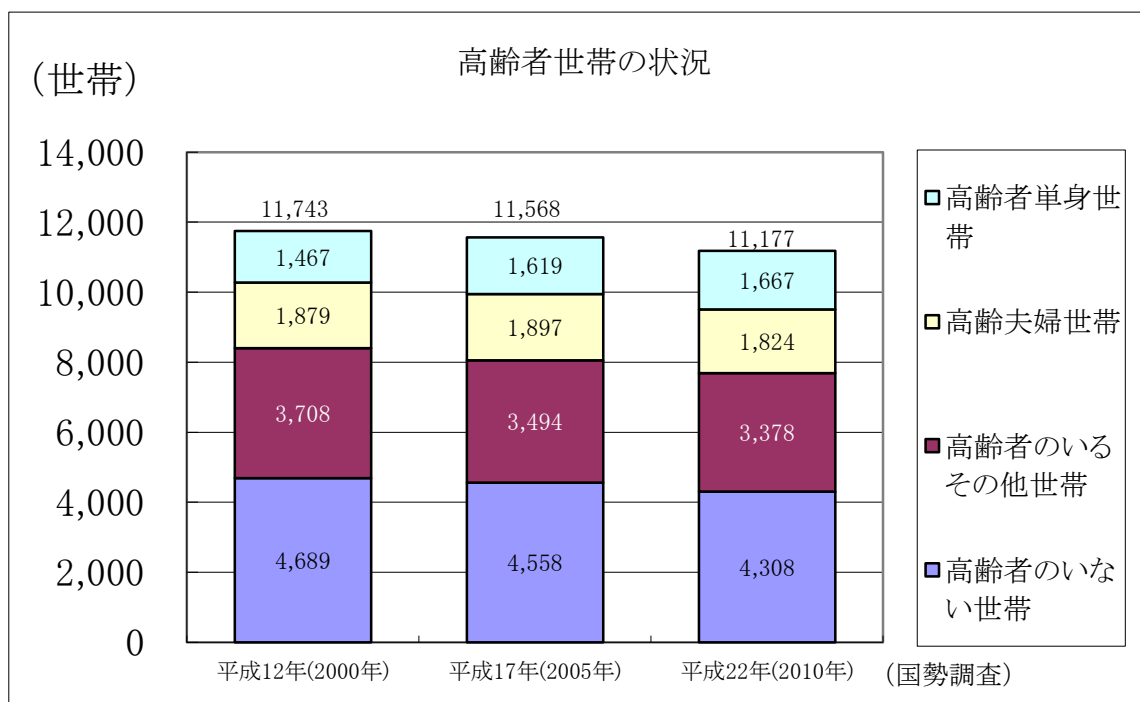
④男女別人口構造

年代別人口では、男性では第1次ベビーブームの世代が含まれる 60～64 歳が多くなっています。女性では、80～84 歳、75～79 歳が多く、次いで 60～64 歳となっています。



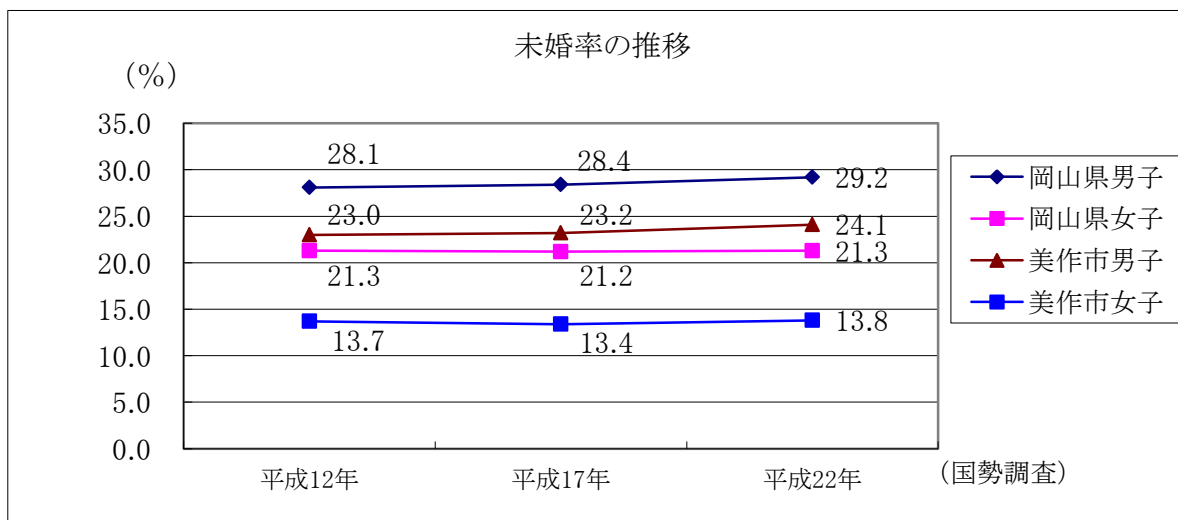
⑤高齢者世帯

総世帯数及び高齢者のいる世帯数が減少する中、高齢者単身世帯が増加しています。



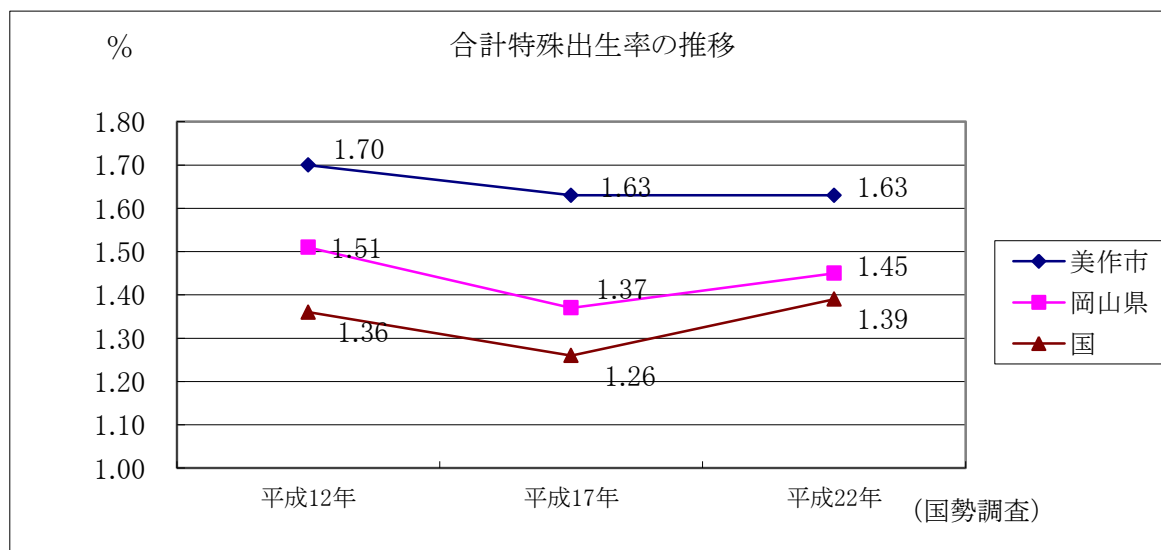
⑥未婚率

未婚率(年齢15歳以上で未婚の者の割合)は、平成22年度国勢調査では、男子24.1%、女子13.8%と岡山県平均に比べ低く、平成12年と比べ、わずかに増加しています。



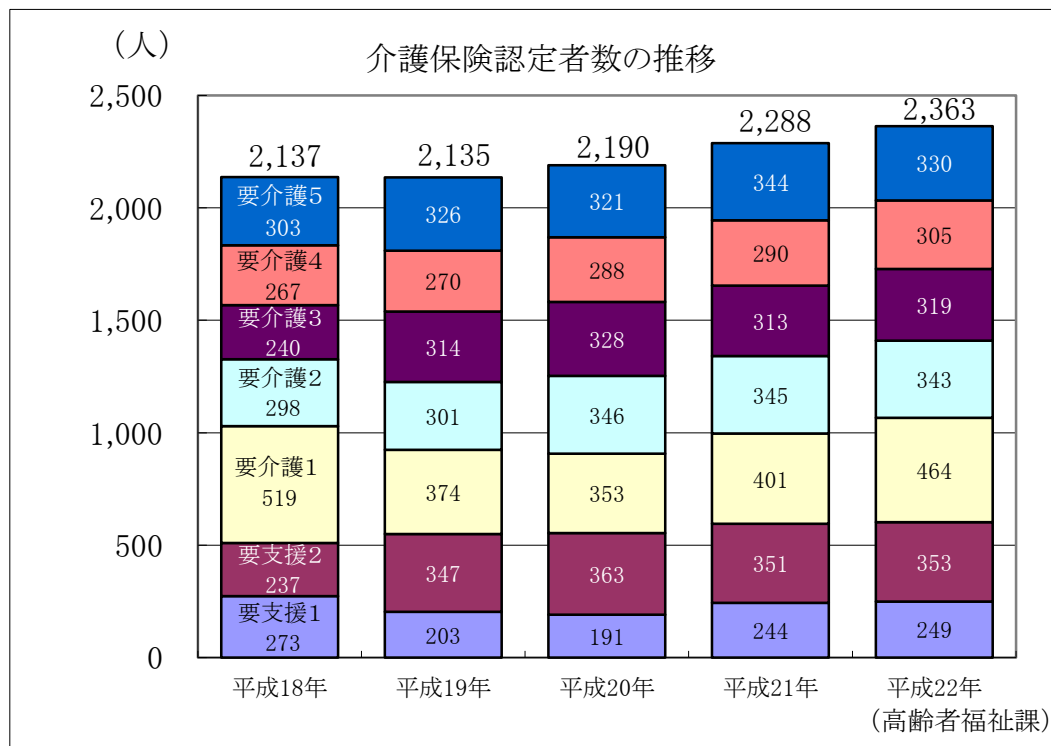
⑦合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの平均数）

合計特殊出生率は、平成 22 年度国勢調査では、1.63 と全国、岡山県に比べ高く、平成 12 年と比べ、わずかに減少しています。



⑧介護保険認定者数

老年人口は減少に転じていますが、介護保険認定者数は、増加しています。



⑨障がいのある人

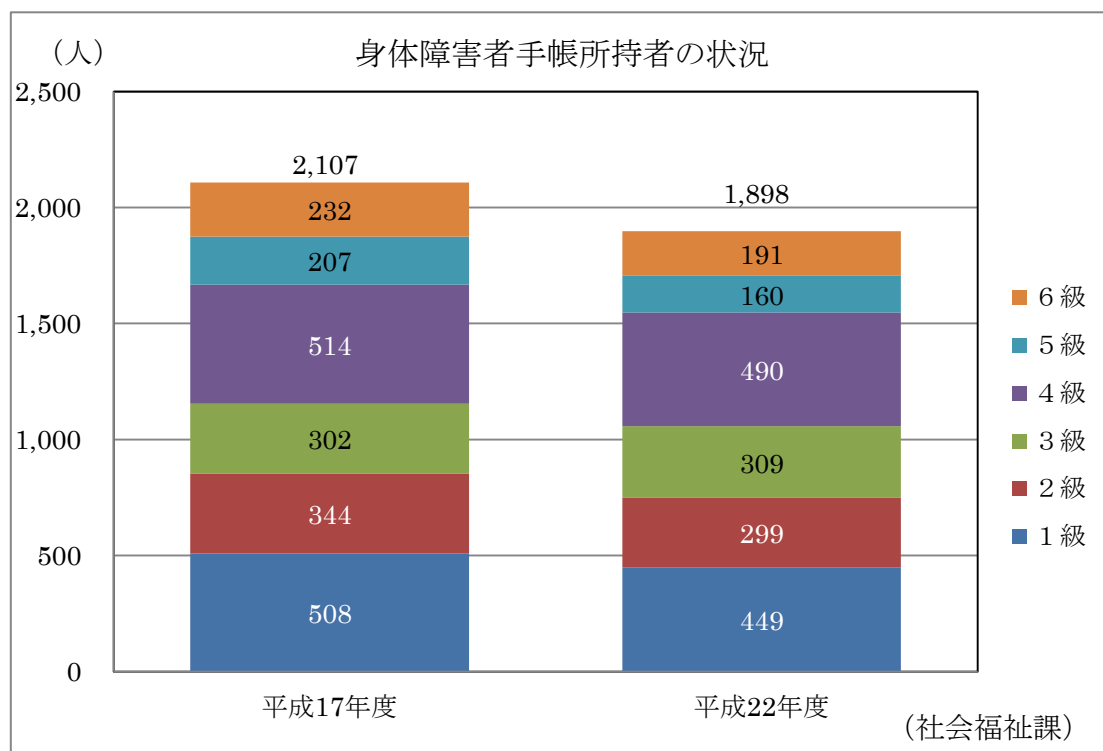
何らかの障がいで手帳を所持されている人の数は、平成 22 年度末現在 2,227 人で、総人口の 7.3%を占めています。その 85%を身体に障がいのある人が占めています。

区 分	平成 17 年度	平成 22 年度
身体障害者手帳所持者	2,107 人	1,898 人
療育手帳所持者	207 人	244 人
精神障害者保健福祉手帳所持者	60 人	85 人
合 計	2,374 人	2,227 人

(各年度末。社会福祉課資料)

・身体障がい者の状況

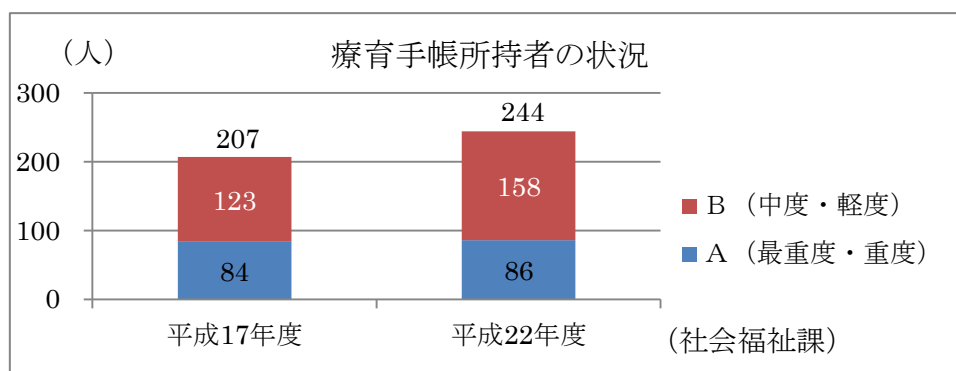
身体障害者手帳所持者は、減少傾向にあります。



注) 障がいの程度によって 1 級から 6 級に区分され、数字が小さいほど程度が重くなります。

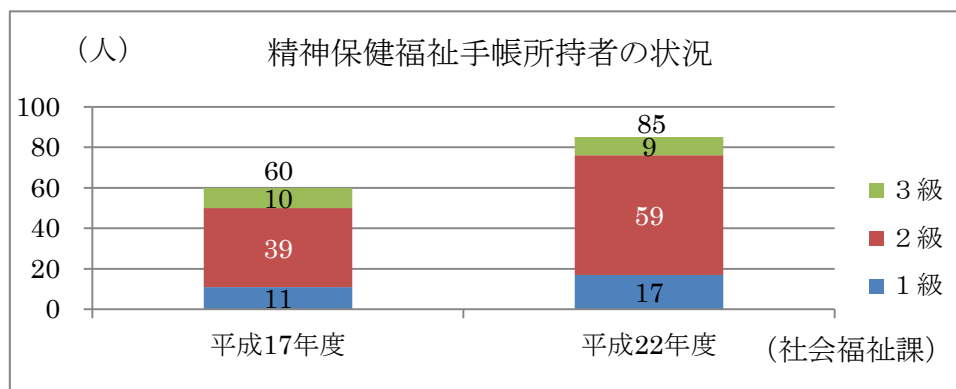
・知的障がい者の状況

療育手帳所持者は、A（最重度・重度）については、ほぼ横ばいですが、B（中度・軽度）については、増加傾向にあります。



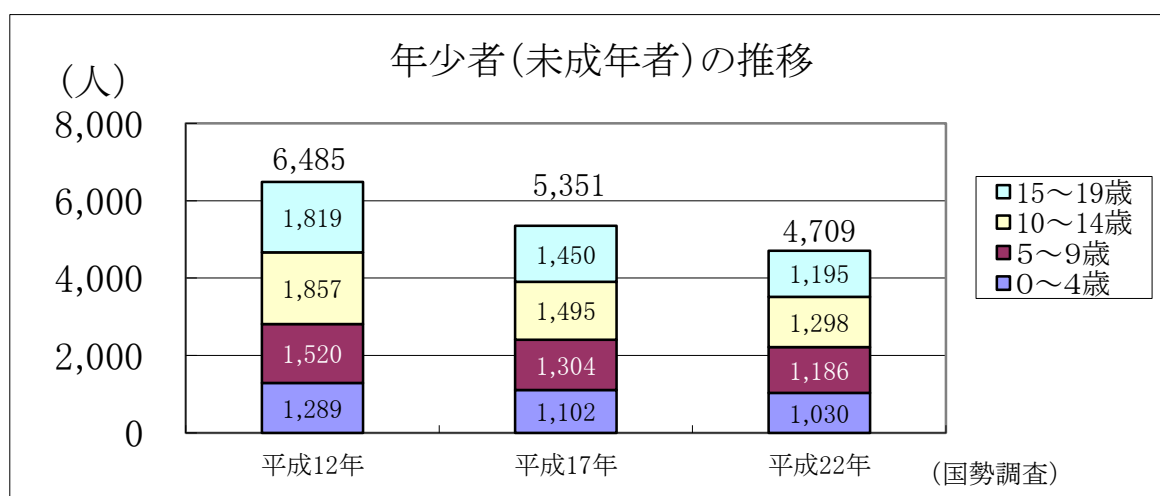
・精神障がい者の状況

精神保健福祉手帳所持者は、大幅に増加しています。



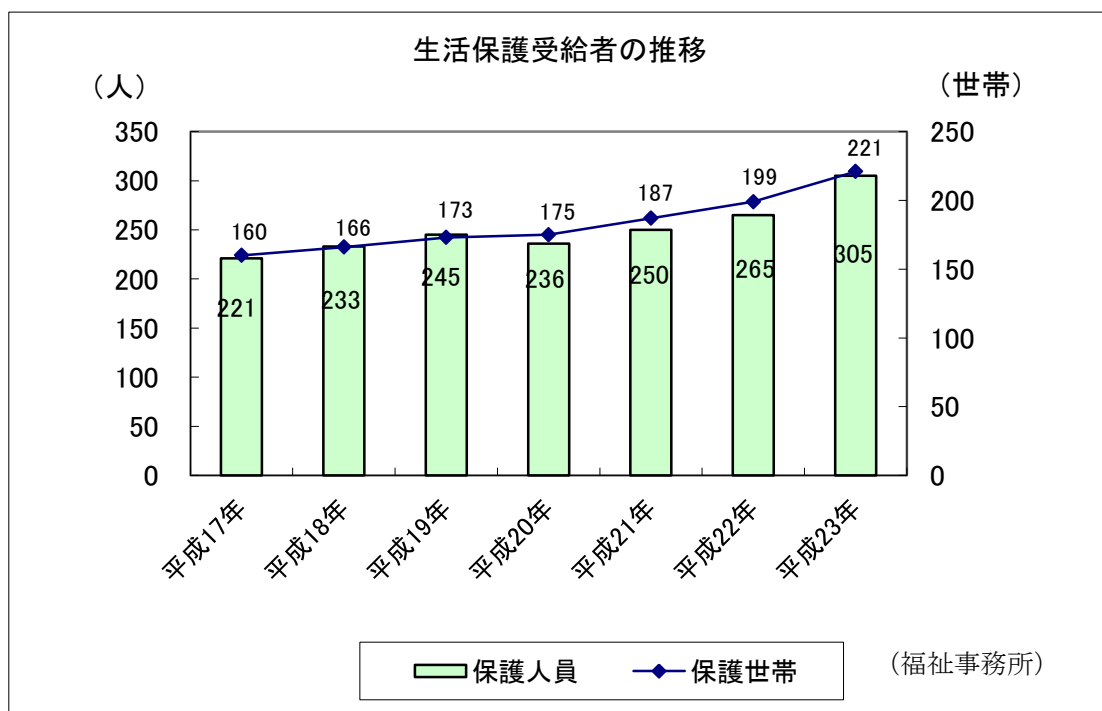
⑩年少者

年少者（未成年者）の状況は、平成 22 年で 4,709 人と平成 12 年に比べ 27.4% の減少となっています。

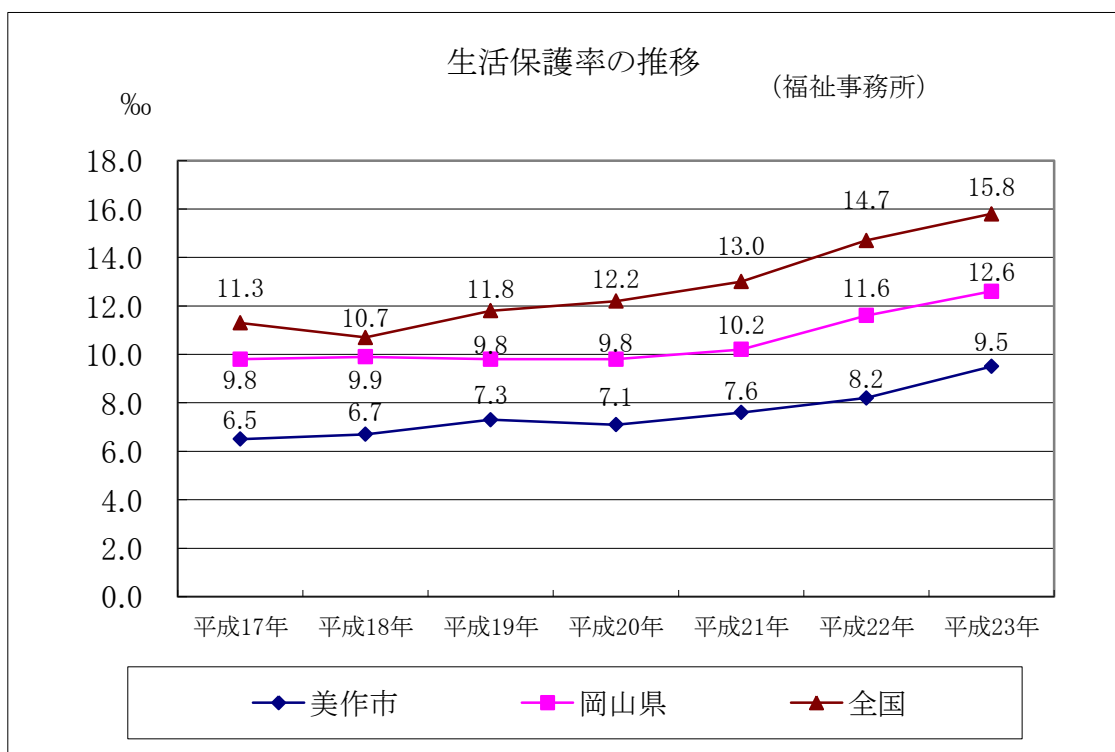


⑪生活保護受給者

生活保護の状況は、平成 23 年では 221 世帯（305 人）で、平成 17 年に比べ、約 1.4 倍の伸びを示しています。



生活保護率は、平成 23 年で 9.5‰であり、岡山県 12.6‰、全国 15.8‰を下回っていますが、上昇の傾向にあります。(単位；‰=千分率)



3－2 美作市民の福祉課題と方向性

(1) 住民意識調査のまとめ

①調査の概要

美作市地域福祉計画の策定に際し、地域福祉に関する市民意識や福祉ニーズを把握するため、20歳以上の市民1,512人を対象にアンケート調査を実施しました。

調査名	美作市の地域福祉に関する意識調査
実施時期	平成24年10～11月
対象者	20歳以上の美作市民1,512名
方法	郵送による調査用の配布・回収
調査票配布数	1,512票
有効回収数	666票（44.0％）
調査項目	1) 回答者の属性について 2) 地域とのかかわりについて 3) 地域福祉に対する考えについて 4) 福祉サービスに対する意識について 5) 民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会について 6) ボランティア活動、福祉教育について 7) 地域福祉の現状について 8) 今後の地域福祉のあり方について

② 主な調査結果

1) 回答者の属性について

回答者の居住地域別の占有率については、合併前の旧町村ごとに、最も高い東栗倉地域の17.3％から最も低い大原地域の15.3％の範囲内となっており、年齢構成は、年代が上がるにつれて割合が高くなり、60歳以上の方が全体の42％を占めています。

2) 地域とのかかわりについて

市民の現状における、地域とのかかわりについては、地域により差はあるにしても、浅いかかわりになっており、お互いが干渉しあうことなく生活してい

るように思われます。これには、少子高齢化や人口減少により、地域の共同体の維持自体が困難になりつつあり、担い手の不足により、個々の生活を維持することだけで精一杯で、地域活動まで手が回らない状況が考えられます。

3) 地域福祉に対する考えについて

市民の大部分の方が、地域の住民相互の助け合いが必要であると思われていますが、その範囲は、主に隣近所を中心としたものであり、もう少し広い地域でというところまでは至っていないように思われます。また、地域の支え合いに必要なものとしては、日頃の住民相互のつながりと気軽に集まれる場所が必要と思われており、住民自らが積極的に地域活動をつくりだし、それに積極的にかかわっていかうとする考えもまだ少ないように思われます。

また、市民の方々が、実際に今抱えている悩みや不安としては、健康、老後、介護、経済的な不安となっており、それらの悩みや不安の相談先としては、家族、親族、友人、知人が主となっています。

4) 福祉サービスに対する意識について

福祉サービスに対する意識については、約3割の方はサービス利用に抵抗を感じておられますが、実際にサービス利用が必要になった時には、大部分の方が利用すると回答されています。福祉サービスの必要性は市民の大部分が理解されているものと思われます。

介護の問題にしても、介護保険サービスの利便性が浸透してきており、サービスを有効利用することにより、在宅での介護も可能になっている場合もあると思われます。しかしながら、家族のみの介護を考えられている方も全くないわけではなく、そのような場合、孤立化しないような方策も必要になります。

また、実際に福祉サービスを利用された方の約2割は、福祉サービスの内容に対する不満や疑問を感じられており、その中の約3割の方は、どこにも相談せず諦めている現状となっています。

5) 民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会について

保健・福祉関係の各種委員については、市民の認知度としては約5割となっており、その活動内容については、身近なところでの活動は認識されやすいですが、その他の活動については認識されにくい結果となっています。また年代別にみても、若年層になるにつれて、認知度が低くなる傾向にあります。

市社会福祉協議会については、名前だけの認知度であれば、約6割となって

いますが、活動内容も含めると、認知度は約3割と半減します。また、地区社会福祉協議会についても、組織として歴史が浅いこともあり、名前だけの認知度は約5割、活動内容も含めると、約2割となっています。

6) ボランティア活動や福祉教育について

ボランティア活動については、約半数の方が経験され、その活動のきっかけについては、人に頼まれたからではなく、自発的な理由から参加されています。また、活動経験のない方でも、全く興味がないわけではなく、参加の仕方が分からない方が、約25%となっています。今後のボランティア活動の輪を広げるために何が必要かでは「ボランティア活動についての情報提供」と約半数の方が考えられています。

また、子どもたちへの福祉教育については、学校、家庭、地域の各場面で、身近な日常のこととして、福祉教育を学ぶことが必要であると、6割以上の方が思われています。

7) 地域福祉の現状について

地域での福祉課題や生活課題に対応する仕組みづくりができているという認識が2割にも満たないことから、「地域福祉」という考え方や、言葉自体が、まだ広く一般的に理解されていない状況で、地域の福祉課題や生活課題に対応する仕組みづくりについての必要性は、まだ一般的にも意識されていないと思われます。また、そのような状況の中で「地域福祉」を推進するために必要とされているのが、「人材」、「周囲の理解や協力」、「活動資金」が上位を占めています。

8) 今後の地域福祉のあり方について

美作市民の中で、地域福祉の充実のために住民と行政との関係は、ともに協力し合い取り組むべきという認識が約半数を占めています。また、福祉サービスについても、現状の水準を維持し、効率化や無駄を省き、応分の利用者負担を求めており、これ以上の税や保険料の負担を望んでいない方が約半数を占めています。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して生活するために必要なこととしては、「社会保障制度（年金・医療・介護）の安定を図る」、「福祉は保健に関する情報提供の充実」、「住民が共に支え合う仕組みづくりの支援」が上位を占めています。

(2) 各種団体アンケート調査のまとめ

①調査の概要

美作市地域福祉計画の策定に際し、地域福祉の担い手となる、福祉サービスを提供する事業者、ボランティア団体の現状や課題を把握し、計画策定の基礎資料とする。

調査名	美作市地域福祉策定に伴う各種団体アンケート調査
実施時期	平成24年11月
対象	・美作市内に福祉サービス事業所を設置している社会福祉法人 ・美作市内に事務所を有し、医療、保健又は福祉の増進を図る活動を目的とするNPO法人 ・美作市ボランティア連絡協議会に登録している団体
方法	郵送による調査用の配布・回収
調査票配布数	44票
有効回収数	29票（65.9％）
調査項目	1）団体に概要について 2）地域活動への取り組みについて 3）今後の地域活動への取り組みについて 4）行政への期待・支援・要望事項等について

② 主な調査結果

1）団体の概要について

回答のあった団体の内訳は、社会福祉法人3団体、NPO法人2団体、ボランティア団体24団体となっており、それらの団体の主な活動部門については、社会福祉部門が最も多く20団体、その他部門が9団体、子どもの健全育成部門が8団体と続いています。

2）地域活動への取り組みについて

各種団体の地域活動への取り組みは、8割以上の団体が何らかの形で、地域活動に参加しており、その意義や成果については、他団体との連携や新しい発見等、何がしか得るものがあり、有意義に感じられています。

また、地域活動を行う上での問題点・課題としては、人材不足が最も多く、次いで活動費等の金銭面、情報・他団体との連携・ネットワークとなっています。

3) 今後の地域活動への取り組みについて

今後の地域活動への参画への考えや、方針については、現状のままで精一杯という意見や、各団体の活動内容に沿ったものが大部分を占めており、中に地域清掃活動、高齢者支援活動、災害時ボランティア、地区社会福祉協議会への協力・支援という意見もありました。また、活動の場を求めている団体や、地域活動を渴望している団体もありました。

4) 行政への期待・支援・要望事項等について

各団体からは、活動場所の提供、活動資金の支援、団体の全市的組織化の支援、専門的立場からの意見や助言、研修会の開催等の様々な期待・要望等が挙げられました。また、各団体では地域の活性化、次世代育成、高齢者支援等、様々な福祉課題や生活課題を自らの課題と認識し、少しでも地域福祉に寄与しようとする回答もみられました。

(3) 地区社会福祉協議会懇談会のまとめ

① 懇談会の概要

地域名	地区社協名	開催場所	開催日	参加者数
勝田	梶並地区社協	やまゆり苑	平成24年10月31日	13人
大原	大野地区社協	大野コミュニティハウス	平成24年12月5日	10人
東栗倉	東栗倉地区社協	ふれあいセンター	平成24年11月20日	10人
美作	湯郷地区社協	湯郷地域交流センター	平成24年10月24日	15人
作東	土居地区社協	土居公民館	平成24年10月10日	23人
英田	奥地区社協	奥地区コミュニティハウス	平成25年3月19日	19人

② 懇談会のまとめ

1) 勝田地域：梶並地区社会福祉協議会

少子高齢化が進み、人口減少にも歯止めがかからない状況。高齢者のサロンは月1回程度で、皆さん喜んで参加されている。情報交換の場でもあり、そこが安否確認にもつながっている。今のところ全く情報の入ってこない高齢者はいない。福祉会議を開催し、福祉マップを作成し、3ヶ月に1回の割合で各人の状況確認をしている。近所の付き合いについては、ごく親しい近所同士の付き合いは濃いものがあるが、大字全体でとなるとよく知らない人も多く、人間関係では難しいところもある。過去に孤独死の例もあり、新聞配達員などに、変化があれば知らせるように言ってみ守りをしている。

いわゆる買い物難民の問題は深刻で、現在はまだ移動販売車が来ており、楽しみの一つになっているが、これがいつまで維持されるかわからない状況である。

この地域は地理的に、冬は雪が積もり、高齢者の独り暮らしでは、冬の外出が困難となる方が多数出てくる。

地域内にある幼稚園も廃止され、近い将来小学校もなくなるのではないかと予想され、このままでは、この地域では子育てしにくい状況になる。高齢者福祉のみの議論ではなく、子どもから高齢者まで各年代の住民がいて地域が成り立っていたので、若年層の問題も考える必要がある。

地域の少子高齢化で、役員とか各種委員のなり手もなく、一部の人がいろいろ引き受けざるを得ない状況で、日々負担に感じている。

2) 大原地域：大野地区社会福祉協議会

この地域では、高齢者が36%くらいになっており、お店が1軒もないため、買い物に行くにも、不便を感じている。福祉バスや共同バスは目的による制約や運行時間が利用したい時間とずれが生じており、利用しにくい。老人会では交通の便の悪さがいつも話題となっている。

ここではサロン事業を始め、いろいろな行事を工夫し、それらの開催予告や、実施状況について、自治振興協議会だよりを利用して、積極的に情報発信している。地域読者の興味を引くため、文章を少なくし、写真や見出しで印象付けており、定期発行に加え号外も出して、活動について、漏れなく地域住民に普及啓発の意味も込めて発行している。

行事についても、世代間交流の場として、スポーツ大会を開催し、8歳から90歳までの参加があり、いい交流となっている。サロン活動も単独開催でなく、地域の防災会や、囲碁ボール大会と絡ませたりして、より多くの方の参加ができるように工夫して行っている。

地域のサロン活動を活発にするためには、リーダーの資質が問題となる。また、いくらやる気があっても、やり方を知らなければできない。その実施機会の提供や、実施方法の指導が必要である。役所退職者の活用も考えられ、組織の中に入れておくことも必要と考えている。

また、地区社協内で福祉部を設置し、部内でお互いに話をしたり、情報交換ができ、横のつながりができた。地域の状況を把握するため、家族構成を含めた地域住民の一覧表を作成し、各世帯構成員の氏名、生年月日、要援護の要否、職業等、特に看護師など災害時に活躍できる人、緊急連絡先等を把握するよう努めている。

防災についても、地域の危険箇所は地域が一番よく把握しており、実際に現地を見て歩き、避難場所を3軒に1カ所くらいの割合で決めている。また、要援護の情報収集では、従来民生委員などの各委員が行っていたが、今後は、地域内を

小さな範囲に区切って作成し、地域全体で情報共有するような体制を考えている。

3) 東栗倉地域：東栗倉地区社会福祉協議会

少子高齢化が進みすぎて高齢者サロンを解散した地区もある。交通の便が悪く、買い物にも困っている状況である。今のところ移動販売車が2業者来ており、高齢者の話相手であったり、安否確認をしたり、高齢者の実態を一番よく把握している。今後、移動販売車がなくなると恐ろしい、なんらかの対策を考えてほしい。また、この地域は豪雪地帯でもあり、積雪により高齢者が外に出られず孤立してしまう恐れがある。それについても何らかの対策を講じてほしい。

社協が一人暮らしの会を開催しており、情報交換や小学校との交流会などを開催し、常時15, 6人が参加している。また、高齢者サロンと子育てサロンとの交流もあり抵抗なく開催できている。元気な高齢者はサロンや各種の集まりに積極的に参加されるが、そういう方は決まった方で、出られない人は全く出て来ない。そういう人の情報がないので心配である。また、よく出てこられた方でもある歳を超えると出てこられなくなる。ある年齢を超えると、「元気でないと迷惑がかかる」、「世間体が悪い」というような意識があるのかもしれない。

4) 美作地域：湯郷地区社会福祉協議会

少子高齢化が進行しており、ボランティアを行っている方も高齢化が進んでいるため、後継者がいない状況である。

買い物難民の問題もあり、近所の小売店もなくなり、スーパーまで歩くと遠いため、不便を感じている。介護保険サービスが入っているところは、買い物支援があるため、不自由を感じないようだが、そうでないところは、食事の面でも不自由を感じている。

公共交通機関の利便性が悪いため、車に乗れなくなると、買い物、通院等何かと困ることになる。何か良い方策はないものだろうか。

介護認定を受けていない方、拒否されている方等、家に閉じこもりがちな方が、地域のサロン活動に参加してほしいが、家族がおられると抵抗を感じるようだ、今後の課題である。地区社協では、地域の絆、少しでもそういう活動ができるよう頑張っている。健康広場やサロンなどで地域のつながりがあれば、いざというときに役立つと考えている。

ボランティア活動を行う立場として、どこまで入っていくべきなのか難しさを感じている。受ける側は、何かお礼をしないといけないと思われており、する方が気を使ってしまう。受ける側の負担にならないようなやり方を模索する必要がある。また、民生委員や愛育委員などは各戸を訪問しやすいが、各種委員でない者は、かえって迷惑になっているのではと考えてしまう。

5) 作東地域：土居地区社会福祉協議会

地区社協で、各活動に対し活動助成金を予算化し、有効活用できており、活動も地区社協として機能している。地区でのサロンも定着し、参加者も乳幼児から高齢者まで幅広い年代が交流できている。乳幼児クラブも複数地区が集まり「ひよっこクラブ」として、幼稚園に上がる段階で子どもたちが仲良くできる環境を用意している。また、水害があったことにより、自主防災組織ができ機能している。市内で*デマンドバスを運行しているのは、土居だけで利用者も喜んでおり、地域の誇りであり宝である。

地区によっては、高齢化率が上昇し、自助・共助と言われても困る面がある。行政に相談しても、個人情報保護とかプライバシーのこととかで、先方から要請がないと入れないと断られる。買い物など困っている人は多く、最近は移動販売車も来ない。このまま高齢化が進むと、地区内での動きも取れなくなり、会合にも出られなくなる。

ボランティアで他地区を回ることがあるが、高齢者が多いと感じられ、ボランティアの後継者にも不安を感じる。また、今は専業主婦が昼間の見守りの主体となっているが、高齢者が高齢者を見守る構図となっており心配である。他地区との横のつながりの重要性を感じている。

認知症の介護で苦労している人の話を聞くが、どうしてあげることもできず歯がゆい。共助とは言うが、鍵をかけられていては、家にも入れないという悩みを聞く。認知症に対応した施設が不足しているのではないかと、遊休施設の有効利用を検討してもらいたい。キャラバンメイト（認知症サポーター養成者）、ゲートキーパー（自殺予見・見守り者）への取り組みが必要である。子どもの遊び場がない。身障協会の会員が減少し、高齢化により会合の参加者も減少している。

*デマンドバス；利用者が希望する乗降場所や時刻などの要求(デマンド)に応じて、乗り合い方式で運行する交通機関。

6) 英田地域：奥地区社会福祉協議会

この地区は、高齢化率29%と比較的若い地区である。合併前からボランティアをやっており、市の地域福祉計画策定に伴い、統制がきつくなるようだと困る、自由にやらせてほしい。ボランティアをする上では、独り暮らしの方とは、比較的良好に交流ができ、買い物とか病院とか気軽に話ができるが、家族がおられる方は、どこまで踏み込んでよいのか分かりづらい。ボランティアは相互の信頼関係であり、日常の当たり前のことであれば、気を使うこともない。

地区内で複数箇所デイサービスを行っているが、来られる方はよいが、来られ

ない方が問題で、情報がなく、なぜ来られないのか理由がわからない。声掛けのみでよいのだろうか。

地区では何かと行事を企画し開催している。世代交流のために、子どもから高齢者まで楽しめる行事を企画するが、最近は子どもの方が土日何かと忙しく、子どもの参加が少ない。子どもの登校に同行し、学校まで歩いて行くと実態が見えてよい。何でもいいので、見てやることが大切だと思う。

(4) 団体ヒアリングのまとめ

① 障害福祉サービス事業所

美作市内に開設されている、障害福祉サービス事業所(*就労継続支援事業所・*グループホーム・ケアホーム) 4箇所にて、事業所の利用者、施設管理者等を対象に、利用者の日常生活や作業内容、事業所の現状等についてヒアリングを行いました。

利用者の声としては、今行っている作業内容については、大部分が楽しく思っており、これからも継続していききたいとの声が聞かれました。中には他の作業にも興味を持ち、もっといろいろな作業をしてみたいという声もありました。また、生活のために仕事をしているという確固たる意志のもとに作業を行っている方もいらっしゃいました。

日常生活については、他の家族と同居の方は、家族への依存が強く、家事等はほかの家族の方がされているため、特に今困ったことは出てきませんでした。しかしながら将来的な不安として、その家族がいなくなることが不安であるという声が、多く聞かれました。一方、単身の方は、何とか家事等、自分のできる範囲でできており、居宅サービスを利用したいと言われる方はいらっしゃいませんでした。

隣近所との付き合いや、地域の方とのかかわりについては、地域の行事に参加する程度が最も多く、その中でも、コミュニケーションの取り方に不安を感じている方が多数であり、苦手意識を感じている方が多くみられました。

また、施設管理者とのヒアリングでは、事業所として、地域との関わりを持っているところは1箇所のみで、そこについては、地域での認知度も上がり、日常での声掛けや、地域の清掃活動への参加も行っています。現在地域との関わりを持っていない事業所の中にも、今後はそのような機会も設けていきたいというところもありました。

また、今後の問題点として、利用者の高齢化に対する対応をどうするべきか、現状の障害年金と作業賃のみの収入では利用者の生活は苦しいままである、施設整備等の補助金が少ないことと、その情報が乏しいこと、長期の景気低迷により

事業所での作業自体を見つけてくるのが困難であることから、行政からも仕事の発注等考えてほしい、利用者のほとんどが自転車や徒歩のみしか移動手段がないため、行動範囲が狭められ、通院等にも支障をきたすことがある等の声がありました。

*就労継続支援事業所；一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを供与することを目的としています。同事業所の形態にはA、B二種類あり、「A型」は障がい者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみの“雇用型”。「B型」は契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける“非雇用型”です。

*グループホーム・ケアホーム；障がい者が3～4人で、世話人などから生活や健康管理面でのサポートを受けながら、共同生活を営む住宅。

② 子育てサロン

幼稚園入園前までの子（市内全域を対象）を対象として、週2回（午前のみ）子育てサロン活動を実施している、保護者（スタッフ）に、お話を聞きました。

サロン参加のきっかけは、友人の誘い、保健師の紹介、子育て関係の冊子を見て等でした。参加しての印象は、自由に遊べて、自由に利用できる場所として満足されていますが、開催回数や開催時間の増を望まれる声もあるようです。

子育てで困っているところは、最近、公園の遊具が危険ということで撤去され、子どものみで遊べる場所が減っており、また、子どものみで遊んでいると、家に電話がかかってくる、学校に通報されたりで、今の子どもは「外で遊ばない」のではなく、「外で遊べない」環境にある。一時保育の枠が少なく、断られることが多い、親が病気になった時など対応してほしい。発達障がいのある子が増えており、その対応を考えてほしい。発達障がいと診断が出れば療育につながるが、はっきりとした診断がなく、疑いがある程度では、行き場がなく、親も子の行動に気を使っている様子で、ストレスで大変そうである等でした。

今後の子育てに必要なものとは、放課後子どもたちが、安全に友達と一緒に過ごせる場所。子どもたちだけで遊べる場所や環境。市内に産科がほしい。子育てについて、気軽に相談できる場所。発達障がい児の年代により一貫した支援。発達障がいを理解し、受け入れる社会（学校・地域）を実現すれば、保護者も相談しやすい環境となる等でした。

第4章

地域福祉における基本目標

本計画の基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を設定し計画の推進を図ります。

1 地域福祉に対する理解の促進

少子高齢化や核家族化の進行、高齢者のみの世帯の増加、生活形態や生活様式が多様化する現代において、地域での人と人とのかかわりは希薄になりつつあります。そのような中、住み慣れた地域で、誰もが安心して、自分らしく生活を送ることができる地域の実現には、すべての住民一人ひとりが、「他人を思いやり、お互いを支え、助け合う」という考え方に理解を深めることが大切であると同時に、地域福祉を進めていくうえでの基本となります。

2 地域力の強化・育成

地域福祉の重要性が理解されると同時に、実際に地域の中で、どのように地域福祉を推進していくのか。各地域がそれぞれの現状や、既存の組織及びその活動、現存する資源等をもとに、住民・地域・各種団体・社会福祉協議会・行政等が連携し、組織化することで、その地域の住民自身が地域の抱える問題を自らのことと捉え、地域の組織的な対応により解決する、地域力を高め育成していきます。

3 利用者のための福祉サービス提供体制の整備

高齢者、障がい者、子育て世代等を対象とした福祉制度やサービスの整備が進み、福祉サービスを身近に感じることも多くなっていますが、少子高齢化や核家族化の進展などを背景に、住民のニーズは多様化しています。そのため、サービスに対する不満や疑問も少なからず存在しています。そのような状況の中で、誰もが安心して福祉サービスの提供が受けられ、また、そのサービスが利用者にとって適切なものなのか、利用者のニーズを満たしているのか等、利用者の視点に立った福祉サービスの提供体制を整備していきます。

4 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

私たちが生活している地域には、何らかの理由により、日常生活や社会参加、災害時や犯罪発生時に、何らかの支援を要する方もいますが、その支援の要、不要をとわず、地域の中で生活している誰もが、安心して自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。

美作市地域福祉計画 体系図

基本理念

ともに支えあう絆の深いまち
美作

基本目標

1、地域福祉に対する理解の促進

2、地域力の強化・育成

3、利用者のための福祉サービス提供体制の整備

4、誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

推進する施策

1. 地域福祉の普及啓発
2. 福祉教育の推進
3. 障がい者の社会参加の推進

1. 地域福祉ネットワークの基盤強化・育成の推進
2. ボランティアの育成・活動支援

1. 相談窓口の充実
2. サービス提供体制の充実

1. 地域福祉推進体制の充実
2. 権利擁護の充実
3. 地域における災害時要援護者支援
4. 子育て支援の充実
5. 保健・医療の充実

第5章

推進する施策

基本目標 1 地域福祉に対する理解の促進

現在の市民の中での地域福祉に対する捉え方や、考え方は様々であると思われますが、地域の現状や、現存する福祉課題・生活課題、今後予想されるであろう諸課題を市民のだれもが認識し、それらの諸課題を、他人事ではなく、自分自身の問題として捉え、考えることや、地域の中での支え合いの大切さを、さらに市民の中に広げていくために、次の3つの施策を推進します。

1-1 地域福祉の普及啓発

- ・「広報みまさか」、「みまチャンネル」、「美作市ホームページ」等を利用して、地域住民相互の支え合いや、助け合いの意識を高める情報を発信します。
- ・市民並びに行政職員も含め、研修会や講演会等の開催により、地域福祉の大切さを普及・啓発する事業を計画的に実施します。

1-2 福祉教育の推進

- ・福祉サービス、介護予防、健康づくり等の情報を、「出前講座」等により、市民に分かりやすく提供できるよう充実させます。
- ・行政・教育機関・市社会福祉協議会等の連携のもと、幼、保、小、中、高等学校において、高齢者をはじめとする地域住民との交流を深めるボランティア学習、体験学習、職場体験等の充実を図ります。また、生涯学習などにおいて各世代に地域福祉の理解を深めるとともに、意識の高揚を図ります。

1-3 障がい者の社会参加の推進

- ・障がい者雇用率の向上のため、市としても、障がい毎の特性を考慮し、日常業務における業務工程を分析し、分業等で障がい者雇用の推進を検討します。
- ・福祉作業所や障害福祉サービス事業所等で、製造された商品や役務等を、行政用務などで活用し、障がい者理解を推進します。

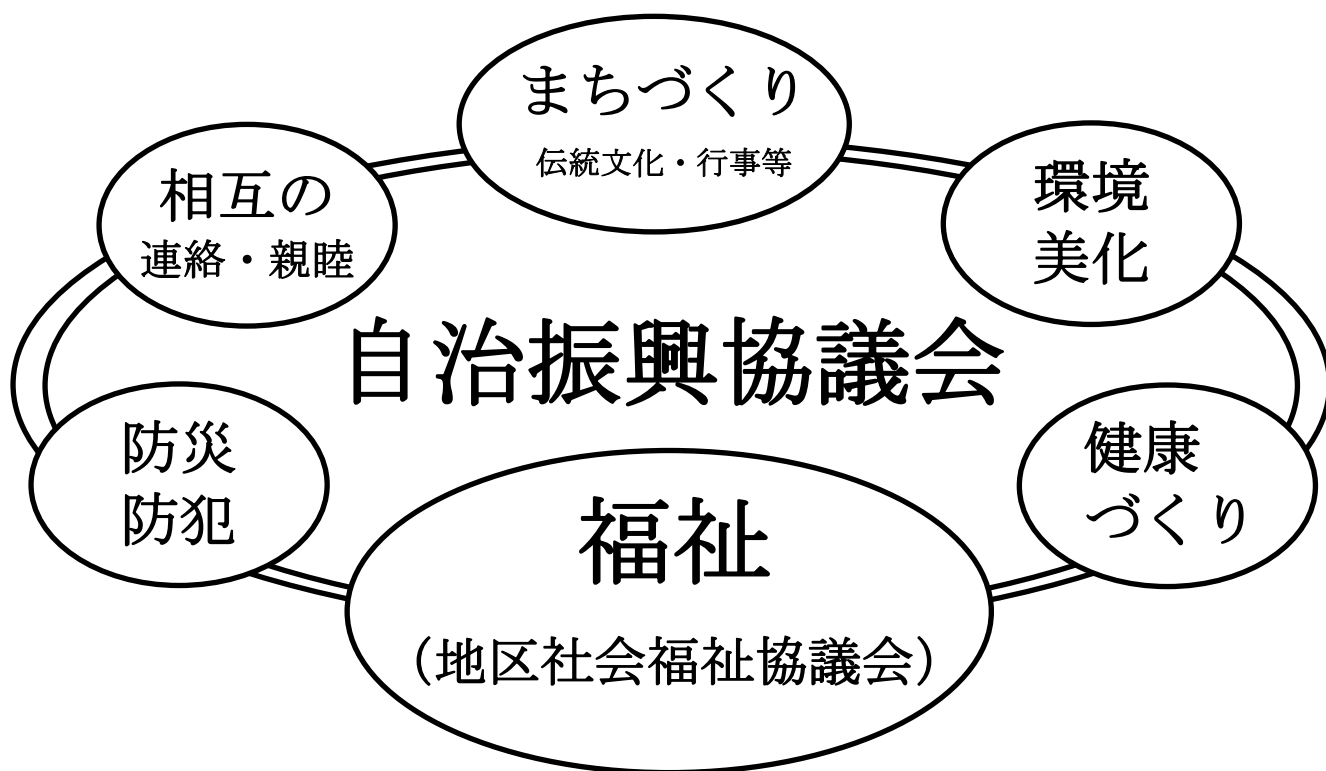
基本目標 2 地域力の強化・育成

現在の市内の各地域における、地域福祉に対する取り組みは、各地域ごとに、ある程度の温度差があることは否めない状況であると思われます。今後、各地域に既存する、様々な組織、団体や資源を組織化することで、地域力として強化・育成するために次の2つの施策を推進します。

2-1 地域福祉ネットワークの基盤強化・育成の推進

- ・地域の中で、地域福祉の推進に重要な役割を担う基盤である、自治振興協議会・地区社会福祉協議会等の組織を対象に、地域福祉の推進に関する研修会や情報提供を計画的に実施し、平成28年度までに基盤を整えます。

※地域福祉の推進基盤組織のイメージ図（例）



- ・地域の誰もが住み慣れた地域で尊厳のある生活を可能な限り継続できる体制の整備に向け、*地域包括ケアシステムの構築と*地域ケア会議や*福祉会議を推進し、地域の各主体が相互のつながりを築き、日常的な福祉課題や生活課題に対応する仕組みづくりを平成28年度までに整備します。

*地域包括ケアシステム

地域において高齢者の抱える様々な生活課題を柔軟な手法を用いて解決し、地域での尊厳あるその人らしい生活を継続させる「地域における問題解決システム」(『地域包括支援センター業務マニュアル』より)

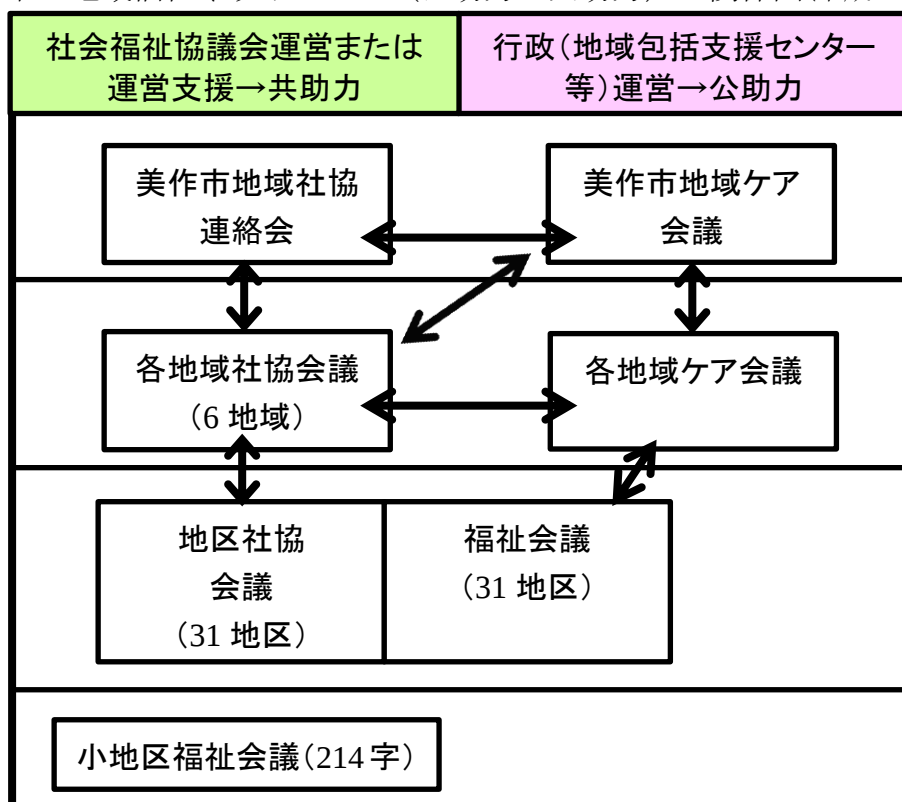
*地域ケア会議

行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、事業所、地域の保健福祉の委員並びにボランティア等で構成される地域ケアシステム構築のための会議。単なる事例検討や情報交換、あるいは連絡調整の場としての役割にとどまらず地域福祉推進に関わる鍵となる人物の育成、困難事例への「指導・監督・助言」、制度の狭間にある課題の解決に向けた社会資源の活用・改善・開発ならびにそれらを創造することへの働きかけ等、地域包括ケアシステムにおける各機能に応じて、適宜開催される会議場面の総体であり、その総称として捉えられる。美作市では市単位と地域(旧町村)単位で行うものと2つあり、相互関係となっている。

*福社会議

地域住民と専門職が一緒になって、支援を必要とする人(要援護者)に関する情報や支援方法、行なった支援について、さらには地域づくり等について、話し合い、問題解決に向けて連携を図っていく場。メンバー個々の思いを大切に、知恵とエネルギーを結集させる場として機能し、小地域ごとに設置された会議。美作市では地区社協単位(全市31地区単位)で行っていく予定である。

美作市の地域福祉ネットワーク(公助力・共助力)の関係図(平成25年現在)



- ・地域での見守り体制を充実させ、地域の中での孤立を防ぎ、安心して暮らせる地域社会を推進するための基盤整備・強化を図ります。例えば現在地域で行われている「いきいきサロン」の充実や「地域内の他世代交流」等の促進を図ります。

2－2 ボランティアの育成・活動支援

- ・市内における、ボランティアの人材育成や活動支援のため、市社会福祉協議会や、美作市ボランティア連絡協議会と連携し、ボランティア活動の現状や活動内容等の情報発信や、ボランティア活動の場の*コーディネート、研修会や育成講座の開催等を支援し、災害時のみに限らないボランティアセンターとしての機能を持った組織の設置を検討します。

*コーディネート

細部を調整し、全体をまとめること。

- ・市の主催するイベント等で、ボランティアの活動機会を提供します。

基本目標 3 利用者のための福祉サービス提供体制の整備

現在の公的な福祉サービスは、市民の大部分に浸透しつつあると思われますが、そのサービスに対して、不満や疑問が存在していることも事実であり、また、サービスを利用すること自体に、抵抗感を感じる方がいることも事実です。それらをできるだけ払拭し、誰もが安心して福祉サービスの提供が受けられる体制を充実していくために、次の2つの施策を推進します

3－1 相談窓口の充実

- ・地域包括支援センター、障害者地域活動支援センター、子育て支援センター等の、各種相談機関の活動内容や各種情報提供を周知徹底し、市民に身近な相談窓口としての意識づけを強化し、地域住民が気軽に安心して相談できる窓口をつくります。
- ・各種相談窓口職員を対象とした、人権や権利擁護等に関連した研修会や講座の開催により、職員の質の向上を図ります。
- ・各種相談機関間や市関係所管課において、必要に応じて連携がとれるよう、ネットワークを構築し、多様な相談内容に対して対応できるよう相談窓口としての充実を図ります。

- ・福祉サービスに対する苦情や要望等に対しても対応できるよう、各種相談機関が福祉サービス提供者も含めた対応システムの構築を図ります。どのような対応システムの構築が必要なのか平成 28 年までに設置する行政内の横断的な話し合いの場で検討していき、次期地域福祉計画までに明らかにします。

3-2 サービス提供体制の充実

- ・サービス計画の立案と、そのサービス提供の効果を検証する、介護支援専門員、相談支援専門員等のスキルアップのため、計画的に研修会や講座を開催します。
- ・サービス提供事業者の提供するサービスの質の向上を図るため、自己評価・第三者評価制度の普及啓発を推進します。
- ・公的福祉サービスのみでは、対応しきれない利用者のニーズに対して、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会等と連携し、公的福祉サービス以外の新たなサービスの創造を推進します。
- ・ニーズの早期発見のために市内の他機関・他団体とも連携し、*アウトリーチ体制の構築を検討します。

*アウトリーチ

窓口で相談を待つのみならず、専門職が地域へ自ら赴き、地域の潜在的な課題をも発見し介入すること。専門職が地域住民や地域の機関等に積極的に働きかけ、課題の掘り起こしを行うことも含まれる。

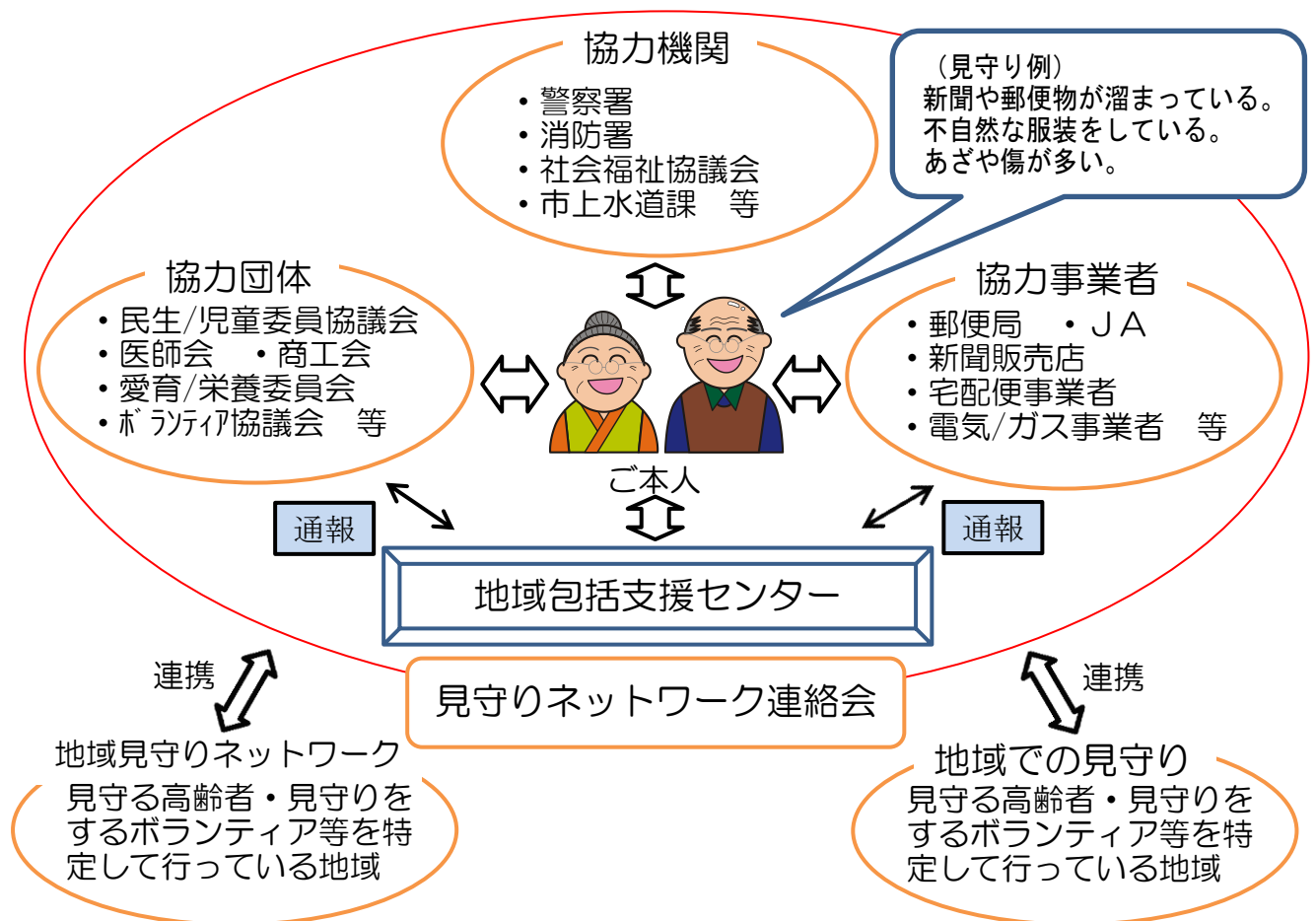
基本目標 4 誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

私たちが暮らす地域には、何らかの理由により、日常生活や、災害や犯罪などの非日常生活時において、何らかの支援を要する方たちがいます。地域の中には、そのような方たちを支援しようと思われている方や、現にさまざまな形で支援している方が存在します。そのような方たちを含め地域の誰もが連携し、市内の各地域で、支援の要、不要を問わず、暮らしている誰もが安心して生活できる地域づくりを推進するために、次の 5 つの施策を推進していきます。

4-1 地域福祉推進体制の充実

- ・地域福祉推進の役割を担う行政組織において、多種多様な課題への対応力の強化と対応の効率化を図るため、平成28年度までに行政組織の横断的な話し合いの場のシステム化を図ります。例えば、保健福祉部内3課による、「セーフティネット会議」の位置づけを見直す、「地域福祉政策会議」を設置する等について検討します。
- ・地域福祉推進のために、行政職員・サービス事業所職員等への研修を行い、人材の育成を図るとともに、地区社会福祉協議会等において市民に対しても研修を行い、地区内のリーダーや相談役を務める人材育成を図ります。
- ・美作市高齢者見守りネットワーク「みまさかほっとネット」の積極的活用を図り、公助・共助による見守り体制を構築します。

美作市高齢者見守りネットワーク「みまさかほっとネット」イメージ図



4－2 権利擁護の充実

- ・地域の誰もが住み慣れた地域で自分らしく尊厳のある生活を可能な限り継続できるように、一人ひとりの意思が尊重され、財産が守られる地域のネットワークづくりを推進します。
- ・認知症、知的障がい、精神障がい等で、日常生活において、判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう支援する制度として、日常生活自立支援事業や成年後見制度の、制度説明や情報提供を積極的に行い、制度利用を推進します。
- ・生活困窮者自立支援を含め、多様なニーズにこたえ、一人ひとりの権利を擁護できる中核窓口の設置や対応機関について検討します。

4－3 地域における*災害時要援護者支援

- ・地域における、災害時要援護者（以下「要援護者」と言う。）情報の把握とその支援の必要性を、先進地事例の紹介や、防災訓練への要援護者の参加を得て、実践的・効果的防災対策として啓発します。
- ・社会福祉協議会や地域における保健福祉の各種委員等と連携し、要援護者名簿・要援護者マップの作成を推進し、災害時支援のみならず、日常の見守り等の充実を図ります。

*災害時要援護者

災害時に必要な危険回避行動、避難行動、避難生活、生活再建、復旧活動等をとる際に、何らかの支援が必要となる方々です。具体的には、体力的な衰えや認知症等のある高齢者、心身障がい者、難病患者、乳幼児・児童、一時的な行動支障を負っている妊産婦・傷病者、日本語の理解が乏しい外国人等です。

4－4 子育て支援の充実

- ・赤ちゃん訪問により、子育て支援の情報提供や、各相談窓口の紹介等をきっかけに、各種検診や育児相談、地域の愛育委員、保育所や各教育機関と連携し、切れ目のない子育て支援を推進します。また、子育て応援サイト「みますくネット」により、いつでも子育てに関する情報が提供できるよう、内容の充実・普及を図

ります。

- ・発達障がい児又は発達障がい疑われる児の子育てに関する支援や相談窓口の充実を図り、必要に応じて、発達支援教室の利用や関係専門機関との連携により、子供の特性に応じた子育て支援を推進します。
- ・育児不安を抱えた母親に対し、不安の軽減や、育児スキルの向上や情報交換、同じ悩みを抱えた仲間づくりを支援し、子育てに関するストレスの軽減を図り、結果として児童虐待リスクの低減を図ります。

4－5 保健・医療の充実

- ・各種検診の受診を促進するとともに、健診結果に基づき病状の進行を予防する取り組みを行います。
- ・運動教室や歩こう運動を推進し、健康寿命を延ばす取り組みを行います。
- ・超高齢化が進行する中で、美作市医師会等の協力を得つつ、在宅医療と介護の連携を推進します。

第6章

計画の推進

地域社会における、生活環境の変化に伴い、福祉課題や生活課題はますます多様化し複雑化していくなかで、今後の地域福祉を推進し、各種課題に対応していくためには、市民、地域、事業者、市社会福祉協議会、行政等が今以上に連携し、各主体が互いに対等な立場で、それぞれの役割を果たしながら本計画に取り組むことが重要です。

◎各主体の役割

<市民（地域住民）>

◇市民は、住民同士の相互の連絡・親睦・まちづくり（伝統文化・行事等）・環境美化・健康づくり・防犯防災活動などの地域活動に参加し、交流を図るとともに、子どもから高齢者までが、できる範囲で互いに助け合い、支え合う地域づくりに努めます。

◇各種の福祉サービスや福祉活動について知り、地域の福祉情報や各相談窓口を活用しながら、地域福祉は特別なものではなく、生活の中に当たり前のこととして取り入れていきます。

◇地域の中に存在する、各種の生活課題や福祉課題について、他人事ではなく、自分たちのこととして捉える問題意識を持つよう努めます。

<地域（地域組織）>

◇自治会は、地域住民にとって最も身近で基礎的な住民自治組織として、地域の絆を育みます。また、地域福祉の担い手として、重要な役割を果たす民生委員・児童委員をはじめとする、地域の中の各種委員やボランティア団体と連携し、日常の見守りから災害時などにも支え合える地域づくりを進めます。

◇自治振興協議会・地区社会福祉協議会は、地域の福祉関係団体（ボランティア団体やNPO法人等を含む）、専門機関、事業者等と連携し、自治会単位では解決できない生活課題や、地域の福祉課題に応じた活動に取り組みます。

◇福祉関係団体（ボランティア団体やNPO法人等を含む）は、その目的や特性を生かした活動を通じ、地域福祉の担い手としてその推進に努めます。

<事業者>

◇福祉サービス提供事業者は、地域福祉を推進する担い手として、質の高い福祉サービスを提供し、また、地域の一員として、地域組織や地域の関係団体と連携を図るとともに、地域行事への参加や施設の開放などを通じ、福祉サービス提供事業者が持つ知識や技術の地域還元に努めます。その他の事業者については、その事業の特性に応じて、できる範囲で地域福祉への貢献に努めます。

<市社会福祉協議会>

◇市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う民間の中心的組織として、地域福祉の担い手となる、人材・団体等の育成・強化、地域組織や事業者による地域福祉活動への支援、福祉サービスの適切な利用に向けた支援を行います。また、地域福祉のネットワーク（基盤の組織化）を構築し、各主体間、団体間の交流や連携等、地域の福祉活動を支援するコーディネート機能を担います。

<市（行政）>

◇市は、本計画の策定・推進により、施策の総合的な展開に努め、地域福祉を支える基盤の整備を支援し、地域福祉の向上を推進する役割を担います。

◇市社会福祉協議会と連携して、市民や地域、事業者等による地域福祉活動を支援し、各主体が協働により、誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしく生活していける「ともに支え合う絆の深いまち 美作」の実現に向けて取り組んでいきます。

◇市は、利用者本位の考え方に立って、公的福祉サービスの適切な提供を行うとともに、公的サービスのみでなく、民間によるサービスも含め、福祉・保健・医療その他生活関連分野にまたがる、複数のサービスを適切に組み合わせた、総合的なサービスの提供体制（地域包括ケアシステム）を確立し、また、その利用ができるようにする*ケアマネージメントを含む*ソーシャルワークの体制を充実していきます。

*ケアマネージメント

福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

*ソーシャルワーク

社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動。